

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月22日報告

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月31日 専決第6号

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和2年3月31日

小松島市条例第15号

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第24条中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「,第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松島市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。